

平成 30 年 8 月 6 日

短期の滞在登録について ～滞在期間「10 日以上」から「15 日以上」に変更～

2018 年 6 月 29 日に移民法が改正され、アゼルバイジャン共和国に短期滞在する外国人について、滞在登録を必要とする滞在期間が「10 日以上」から「15 日以上」に変更されました。

登録しないまま 15 日以上当地に滞在すると、出国の際、登録義務違反で罰金（300～400 マナト）を求められたり、出国禁止を言い渡されたりする場合がありますので注意してください。

また、アゼルバイジャン国内に 15 日以上滞在される方で、複数のホテル等に宿泊される場合は、改めてそれぞれの宿泊先で登録し直す必要がありますので、この点にもご注意ください。

登録方法は幾つかありますが、いずれの場合も当地を訪れた日本人と、受け入れる側（宿泊先・知人等）の情報が必要となります。

なお、登録料は全て無料です。

1 ホテルでの登録

ホテルに宿泊する場合、ホテル側（受入れ側）が手続きを行ってくれますので、チェックインの際などにホテルスタッフに申し入れてください。

外国人の宿泊の少ない地方の小さなホテル等では、ホテル側が手続きに不慣れな場合もありますので、対応可能かどうか、ホテルスタッフにしっかりと確認してください。なお、旅行先を移動して別のホテルに泊まる場合、改めて滞在登録をする必要がありますので、忘れないようお気を付けください。

2 それ以外の登録方法

(1) インターネットでの登録

移民局のホームページ（<http://en.e.migration.gov.az/>）から登録することができます（英語、ロシア語、アゼルバイジャン語対応）。

ホームページにアクセスし、アカウントを作成したうえで、

滞在登録申請書（アゼルバイジャン語のみ）

をダウンロードして入力し、

① 申請者の旅券（写真ページ、査証（入国証印付）ページ）

② 受入れ側（知人等）の ID カード

をスキャンして送付してください。

(2) 移民局にメールで登録

移民局のメールアドレス（geydiyyat@migration.gov.az）宛に、上記 3 種類の書類（滞在登録申請書、申請者の旅券、受入れ側の ID カード）を送付してください

い。

(3) ASAN サービスセンター（電子窓口）での登録

アゼルバイジャン国内に 12 箇所ある ASAN サービスセンター（電子窓口）でも登録を行えます。

必要な情報はインターネットでの登録の際と同じですが、受入れ側の ID カードについて、オリジナルを提示する必要があるため、注意してください。

ASAN サービスセンターの所在地等については、下記のリンクからご確認ください（アゼルバイジャン語、英語対応）。

<http://www.asan.gov.az/en/service-centers/asan-xidmetler/1-sayli-baki-asan-xidmet-merkezi>

(4) 移民局での登録

アゼルバイジャン国内に 10 カ所ある移民局まで直接足を運び、そこで登録することもできます。

手続きに際し、上記と同様、受入れる側（知人等）の情報も必要となりますので、一緒に行くことをお勧めします。

アゼルバイジャン国内の移民局の所在地は、こちらからご確認ください（英語、ロシア語、アゼルバイジャン語対応）。

<https://migration.gov.az/home/regional>

3 知人宅等に宿泊する場合

知人宅等に 15 日以上宿泊する場合は、上記のいずれかの方法で滞在登録を行う必要があります。ASAN サービスセンター若しくは移民局を訪れて申請をする際は、受入れ側の個人情報も必要となりますので、できるだけ申請者と受入れ側が揃って申請に行かれることをお勧めいたします。また、旅行先を移動して別の方のお宅やホテルに宿泊される場合も、改めて滞在登録をする必要がありますので、どうかご注意ください。

在アゼルバイジャン日本国大使館

Tel: (+994 12) 490 78 18/19

Fax: (+994 12) 490 78 20

E-mail: info@bk.mofa.go.jp